静岡県告示第517号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第1項の規定に基づき、伊東市松川漁業協同組合(内共第1号) 第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示す る。

令和3年5月25日

静岡県知事 川勝平太

- 1 漁業権者の名称及び所在地 伊東市松川漁業協同組合 伊東市鎌田1301-85
- 2 漁業権の免許番号内共第1号
- 3 変更の内容別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日令和3年5月20日

		改正前			改正後					
(遊漁の方法	去、規模等の制	川限)			(遊漁の方法、規模等の制限)					
第3条 次の	表のア欄に掲	げる遊漁は、そ	とれぞれイ欄の	遊漁の方法に	第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によ					
より、	ウ欄の総数又	は規模の範囲に	こおいて、工欄	の区域内及び	り、ウホ	欄の総数又は規	1模の範囲にお	いて、エ欄の図	区域内及びオ欄	
オ欄の	期間中でなけ	ればこれを行っ	ってはならない	0	の期間に	中でなければこ	れを行っては	ならない。		
ア、漁業の	イ、漁業の	ウ、総数又	工、区域	オ、期間	ア、漁業の	イ、漁業の	ウ、総数又	工、区域	オ、期間	
名称	方法	は規模			名称	方法	は規模			
			奥野ダム付	6月1日以				奥野ダム付	6月1日以	
			替トンネル	降で組合が				替トンネル	降で組合が	
			下流端から	定め公示す				下流端から	定め公示す	
			旭橋上流端	る日から 10				旭橋上流端	る日から 10	
		掛鉤はイカ	まで	月 10 日ま			掛鉤はイカ	まで <u>(次郎</u>	月 10 日ま	
		リ鉤1段又		で			リ鉤1段又	工門淵を除	で。	
		はチラシ	次郎エ門淵				はチラシ	<) 。		
		(ヤナギ)	<u>を除く</u>				(ヤナギ)	泉川		
 あゆ漁業	+: AH	鉤2本以內	泉川		よりみ海光	友 釣	鉤2本以內			
のゆ偲楽	友 釣	とする。	旭橋上流端	8月1日以	あゆ漁業	及 到	とする。	旭橋上流端	8月1日以	
			から <u>大川</u>	降で組合が				から <u>渚</u> 橋上	降で組合が	
		疑似オトリ	橋上流端ま	定め公示す			疑似オトリ	流端まで <u>。</u>	定め公示す	
		の使用を禁	で_	る日から 10			の使用を禁		る日から 10	
		止する。		月 10 日ま			止する。		月 10 日ま	
				で					で。	
			奥野ダム渡	7月15日				奥野ダム渡	7月15日	
			り石から白	以降で組合				り石から白	以降で組合	
			川橋まで_	が定め公示				川橋まで <u>。</u>	が定め公示	

				する日から							する日から
				10月10日							10月10日
				まで							まで <u>。</u>
			新八代田橋	8月1日以						新八代田橋	8月1日以
			上流端から	降で組合が					上流端から	降で組合が	
		餌は魚肉に	旭橋上流端	定め公示す					餌は魚肉に	旭橋上流端	定め公示す
		限るアミ・	まで。	る目から 10				限るアミ・ ボーフラの	まで <u>(次郎</u>	る日から 10	
		ボーフラの	次郎工門淵	月 10 日ま					工門淵を除	月 10 日ま	
^	M	使用は禁止	<u>を除く。</u>	で。			^	餌 釣	使用は禁止	<u><) 。</u>	で。
餌	餌動	する	泉川				餌	釣	する	泉川	
		掛鉤の併用 は禁止す る。	旭橋上流端	6月1日以				掛鉤の併用は禁止す	掛鉤の併用	旭橋上流端	6月1日以
			から <u>大川</u>	降で組合が					から <u>渚</u> 橋上	降で組合が	
			橋上流端ま	定め公示す					る。	流端まで <u>。</u>	定め公示す
			で_	る日から 10							る日から 10
				月 10 日ま							月 10 日ま
				で。		-					で。
			八代田橋上	6月1日以						<u>谷</u> 代田橋上	6月1日以
			流端から八	降で組合が						流端から八	降で組合が
			城田取水堰	定め公示す						城田取水堰	定め公示す
疑		使用鉤は7	まで。	る日から4			疑		使用鉤は7	まで。	る日から4
似	ドブ			週間。			似	ドブ			週間。
餌	釣	本以内とす	旭橋上流の	6月1日以			餌	釣	本以内とす	旭橋上流の	6月1日以
釣		る。	二郎工門	降で組合が			釣		る。	二郎工門	降で組合が
			淵。	定め公示す						淵。	定め公示す
				る日から 10							る日から 10
				月 10 日ま							月 10 日ま

					で。						で。
	疑似餌釣	流し 毛鉤 釣	使用鉤は2 本以内とし 、掛鉤の併 用を禁止す る。	岡橋上流端 から大川橋 上流端ま で。	6月1日以 降で組合が 定め公示す る日から10 月 10 日ま で。		疑似餌釣	流し 毛鉤 釣	使用鉤は2 本以内とし 、掛鉤の併 用を禁止す る。	岡橋上流端 から大川橋 上 流 端 ま で。	6月1日以 降で組合が 定め公示す る日から10 月 10 日ま で。
	疑	ルア	赤化け及び	奈畑川合流	3月1日以		疑	ルア	赤化け及び	奈畑川合流	3月1日以
	似	ーフ	ワーム、ワ	点より梅の	降で組合が		似	ーフ	ワーム、ワ	点より梅の	降で組合が
	餌	ライ	ームオイル	木公園渡り	定め公示す		餌	ライ	ームオイル	木公園渡り	定め公示す
	釣	和式	の使用を禁	石まで。	る日から10		釣	和式	の使用を禁	石まで。	る目から10
		(テ	止する		月31日まで			(テ	止する		月31日まで
		ンカ			0			ンカ			0
		ラ)		八代田橋上	3月1日以			ラ)		<u>谷</u> 代田橋上	3月1日以
		釣		流端より旭	降で組合が			釣		流端より旭	降で組合が
				橋上流端ま	定め公示す					橋上流端ま	定め公示す
あまご漁業				で。	る日から5	あまご漁業				で。	る日から5
				泉川	月15日まで					泉川	月15日まで
					0						0
				通学橋下流	3月1日以					通学橋下流	3月1日以
				端より <u>大川</u>	降で組合が					端より <u>渚</u> 橋	降で組合が
				橋上流端ま	定め公示す					上流端まで	定め公示す
				で (以下「	る目から5					(以下「サ	る目から5
				サツキマス	月15日まで					ツキマス特	月15日まで
				特定区」と	0					定区」とい	0
				いう。)						う。) <u>。</u>	

						П						1
			アミ・ボー	<u>八</u> 代田橋上	3月1日以					アミ・ボー	<u>谷</u> 代田橋上	3月1日以
			フラの使用	流端より旭	降で組合が					フラの使用	流端より旭	降で組合が
	台	耳 釣	は禁止する	橋上流端ま	定め公示す			餌釣		は禁止する	橋上流端ま	定め公示す
	F	p.t. 业力	。掛鉤の併	で <u>。</u>	る日から5			F	中 亚)	。掛鉤の併	で <u>。</u>	る日から5
			用は禁止す	泉 <u>橋。</u>	月15日まで					用は禁止す	泉 <u>川</u>	月15日まで
			る。		0					る。		0
				奈畑川合流	3月1日以						奈畑川合流	3月1日以
				点より梅の	降で組合が						点より梅の	降で組合が
				木公園渡り	定め公示す		にじます 漁業				木公園渡り	定め公示す
		ルアー	-t- #	石まで。	る日から 10				ルアー	4.0.	石まで。	る日から 10
		フライ	赤化け及びワーム、ワ		月 31 日ま			疑 フライ 和式 (テン カラ) 釣	赤化け及び		月 31 日ま	
		和式			で。				和式	ワーム、ワ		で。
	餌	(テン	ームオイル	梅の木公園	1月1日以				(テン	ームオイル	梅の木公園	1月1日以
	釣	カラ)	の使用を禁	渡り石から	降で組合が				カラ)	の使用を禁	渡り石から	降で組合が
にじます	釣	釣	止する。	奥野ダム軸	定め公示す				釣	止する。	奥野ダム軸	定め公示す
漁業				上流 300 m	る日から 12						上流 300 m	る日から 12
				まで。落合	月 31 日ま						まで。落合	月 31 日ま
				اا <u>. </u>	で。						ЛІ	で。
			アミ・ボー	八代田橋上	3月1日以					アミ・ボー	<u>谷</u> 代田橋上	3月1日以
			フラの使用	流端より旭	降で組合が					フラの使用	流端より旭	降で組合が
		N	は禁止す	橋上流端ま	定め公示す					は禁止す	橋上流端ま	定め公示す
	自	耳 釣	る。掛鉤の	で。	る日から5			Í	耳 釣	る。掛鉤の	で。	る日から5
			併用は禁止	泉川	月 15 日ま					併用は禁止	泉川	月 15 日ま
			する。		で。					する。		で。
> 1 101E /II.	穴	釣	釣り以外の	奥野ダム付	8月1日以		> 1,014 40	穴	釣	釣り以外の	奥野ダム付	8月1日以
うなぎ漁業	だ漁業		漁法及びモ	替トンネル	降で組合が		うなぎ漁業	· · · · ·		漁法及びモ	替トンネル	降で組合が

竿	釣	ジリの使用	下流端から	定め公示す
		を禁止す	岡橋上流端	る日から9
		る。	まで。	月 30 日ま
			泉川	で。
			岡橋上流端	6月1日以
			から大川橋	降で組合が
			上流端ま	定め公示す
			で。	る日から9
				月 30 日ま
				で。

- * サツキマス特定区で採捕したあまご(サツキマス)は、その場で再 | * サツキマス特定区で採捕したあまご(サツキマス)は、その場で再 放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄の地区についてはイ欄の 2. 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄の地区についてはイ欄の 期間中、全ての漁業を禁止又は制限する。

期间中、主しの偲素を禁止人は前	取りる。
ア、区域	イ、期間
大川橋上流端から渚橋下流端	
 奥野ダム軸上流 300mから付替ト	
ンネル下流端	田仁
奈畑川合流点から伊東市十足字	周年
奈畑 408-1 地先に設置した基票	
及び奈畑川	
 木梨乾物店工場前後 30mの区間 _	
赤淵橋上流端から砂防堰堤上流	6月1日以降で組合が定め公示
端まで	する日から 14 日間
岡橋コンクリート堰上流端から	

竿	釣	ジリの使用	下流端から	定め公示す
		を禁止す	岡橋上流端	る日から9
		る。	まで。	月 30 日ま
			泉川	で。
			岡橋上流端	6月1日以
			から大川橋	降で組合が
			上流端ま	定め公示す
			で。	る目から9
				月 30 日ま
				で。

- 放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。
- 期間中、全ての漁業を禁止又は制限する。

- 7列的 「	12 / 00						
ア、区域	イ、期間						
奥野ダム軸上流 300mから付替ト							
ンネル下流端 <u>。</u>	田仁						
奈畑川合流点から伊東市十足字	周年						
奈畑 408-1 地先に設置した基票							
及び奈畑川 <u>。</u>							
木梨乾物店工場前後 30mの区							
間 <u>。</u>							
赤淵橋上流端から砂防堰堤上流	6月1日以降で組合が定め公示						
端まで <u>。</u>	する日から 14 日間 						
岡橋コンクリート堰上流端から							

上流 30mの間_

 $3. \sim 6.$ (略)

(全長制限)

、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚種	イ、体長
<u>50</u>	<u>7cm</u>
あまご	12cm
にじます	12cm
うなぎ	25cm

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付 するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊漁をする場所 に於いて漁場監督員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に 500円を付加して得た額とする。

1. 入漁料

魚種	区域	漁具漁法	種類	遊漁料	
				1年	1 目
あゆ	白川橋か	友釣	大人		解禁より
	ら奥野ダ		中学生		3 日間は
	ム梅の木				2,000 円
	公園渡り				以降
	石まで				1,000円
	奥野ダム	友釣	大人	6,000円	1,000円

上流 30mの間。

 $3. \sim 6.$ (略)

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる魚類については 第4条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる魚類については 第4条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる魚類については 、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚種	イ、体長
あまご	12cm
にじます	12cm
うなぎ	25cm

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付 するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊漁をする場所 に於いて漁場監督員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に 500円を付加して得た額とする。

1. 入漁料

魚種	区域	漁具漁法	種類	遊漁料	
				1年	1 目
あゆ	白川橋か	友釣	大人		解禁より
	ら奥野ダ		中学生		3 日間は
	ム梅の木				2,000 円
	公園渡り				以降
	石まで <u>。</u>				1,000円
	奥野ダム	友釣	大人	6,000円	1,000円

	/ L ++ 1 > .	ATT M.	W 11.	1 000 H			/ [++] > .	ATT AL.		1 000 H	
	付替トン	餌釣	中学生	1,000円			付替トン	餌釣	中学生	1,000円	
	ネル下流	疑似餌釣					ネル下流	疑似餌釣			
	端から						端から				
	大川橋_						<u>渚橋</u> 上				
	上流端ま						流端ま				
	で						で <u>。</u>				
うなぎ	奥野ダム	穴釣				うなぎ	奥野ダム	穴釣			
	付替トン	竿釣					付替トン	竿釣			
	ネル下流						ネル下流				
	端から大						端から大				
	川橋上流						川橋上流				
	端まで						端まで <u>。</u>				
あまご	奈畑川合	疑似餌釣	大人	10,000	1,000円	あまご	奈畑川合	疑似餌釣	大人	10,000	1,000円
	流点より	餌釣	中学生	円			流点より	餌釣	中学生	円	
	梅の木公			1,000円			梅の木公			1,000円	
	園渡り石						園渡り石				
	まで						まで <u>。</u>				
	八代田橋						<u>谷</u> 代田橋				
	上流端よ						上流端よ				
	り旭橋上						り旭橋上				
	流端まで						流端ま				
							で。				
にじます	奈畑川合					にじます	奈畑川合				
	流点より					. 2 3. /	流点より				
	奥野ダム						奥野ダム				
	軸上流						軸上流				
	#出上/儿						押工工/儿				

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

	300m ま							300m ま					
	で							で <u>。</u>					
	八代田橋							<u>谷</u> 代田橋					
	上流端よ							上流端よ					
	り旭橋上							り旭橋上					
	流端ま							流端ま					
	で							で。					
あまご	サツキマ	疑似餌釣	大人		2,000円		あまご	サツキマ	疑似餌釣	大人		2,000円	
(サツキ	ス特定区		中学生				(サツキ	ス特定区		中学生			
マス)							マス)						
2. ~6. (略)							2. ~6. (略)						

附則

この規則は、令和3年5月20日から改正する。